平成２２年（フ）第１１０号
群馬県桐生市本町６丁目372番地の２　市営505号
債務者　山口　敞司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１１１号
群馬県桐生市本町６丁目372番地の２　市営505号
債務者　山口千枝子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１１２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2586番地　石原アパート
債務者　尾内　一浩
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３８６号
大津市仰木の里東１丁目14番１―312号　仰木の里団地
債務者　伏木エリ子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５９号
京都市右京区花園猪ノ毛町11番地
債務者　永元　克典
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６８号
京都府向日市寺戸町東野辺31番地の11　ピソ・シエテ１―105
債務者　袖岡志津枝
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８２号
京都市東山区宮川筋６丁目380番地　マルシェ五条207号
債務者　大堀　まり
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０４号
京都市中京区弁慶石町60―４　ＮＰ三条ビル３階、住民票上の住所京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町90番地
債務者　西村医院こと　西村　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９２号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地　醍醐西市営住宅６棟205号
債務者　利倉小百合
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４４号
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る竪門前町414番地　西陣団地630号
債務者　西岡　孔栄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
兵庫県川西市矢問１丁目11番20号、前住所兵庫県川西市矢問１丁目24番27号
債務者　清水　陽介
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６５６号
兵庫県尼崎市七松町３丁目１番１―509号
債務者　向日葵交通こと　髙濱　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７１号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番３―423号
債務者　砂畠工業こと　砂畠　　悟
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７２号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番３―423号
債務者　砂畠　和代
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８６号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目51番地の３
債務者　徳岡真由子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０９号
兵庫県尼崎市富松町３丁目９番22号
債務者　濱本　雅夫
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―1027号
債務者　葛井美彌子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係